

仙台市合同企業説明会等出展支援事業補助金に係る主な質問と回答

	番号	質問	回答
補助対象事業について	1	補助の対象となる事業はどのような事業でしょうか。	仙台市内の介護事業所で介護職として就職を希望する者を募集するために、合同企業説明会等に参加する事業を対象とします。 なお、他の制度による補助を受けていない事業を対象とします。
	2	対象となる合同企業説明会は、対面の説明会のみでしょうか。また、仙台市内で開催される説明会のみが対象となるのでしょうか。	合同企業説明会等の開催は本市の内外を問わず、オンラインでの説明会も対象とします。
	3	仙台市内で介護サービス事業を行っていますが、仙台市外に法人本部がある場合、補助の対象外となるのでしょうか。	本補助金は、市内事業所における介護人材を確保することが目的であることから、市外に本部がある法人は対象外となります。
	4	合同説明会ではなく、自社で主催する説明会は対象となりますか。	自主開催する説明会等は、対象となりません。
補助対象経費について	5	補助対象経費のうち、「合同企業説明会等への出展に要する経費」とはどのようなものになりますか。	補助対象として想定されるものは以下のようなものになります。 ・合同企業説明会への出展料 ・会場設営等に係る委託料 ・チラシ等に情報を掲載する際の広告掲載料 等
	6	補助対象経費のうち、「出展時に必要な物品等の購入に要する経費」とはどのようなものになりますか。	消耗品費(その性質、形状が1回又は短期間の使用により消耗するもので、取得価格が2万円未満のもの)、印刷製本費、通信運搬費を対象としています。 補助対象として想定されるものは以下のようなものになります。 ・消耗品費:出展時に必要な事務用品やブース装飾品に係る費用 ・印刷製本費:説明会資料の印刷費 ・通信運搬費:郵送料や荷物等の運搬料 等
	7	補助対象経費のうち、「出展時必要な物品等のレンタルに要する経費」とはどのようなものになりますか。	補助対象として想定されるものは以下のようなものになります。 ・音響設備等の機材や出展ブースで使用する備品等のレンタル経費 等
	8	交付決定日より前に支出した経費については、補助対象となりますか。	交付決定日より前に支出した経費については、補助対象外となります。 また、申請年度内(令和6年度であれば、交付決定日～令和7年3月31日まで)に支出した経費のうち、申請年度に参加する合同説明会等にかかる費用が補助対象となります。 なお、交付の申請は、事業着手(経費の支出)の前までに行っていただく必要があります。
	9	補助金の上限額は一事業所ごとに年間15万円でしょうか。	一事業所ではなく、一法人ごとに年間15万円が上限となります。

仙台市合同企業説明会等出展支援事業補助金に係る主な質問と回答

	番号	質問	回答
	10	1つの合同企業説明会等に参加したところ、補助金の上限額15万円に届きませんでした。2つ以上の説明会に参加しても補助の対象となるのでしょうか。	2つ以上の合同企業説明会等に参加した場合でも、それぞれが補助対象となる事業である場合、補助対象となります。
	11	補助金の交付が決定しましたが、対象の合同企業説明会に参加できませんでした。その場合は、補助対象となるのでしょうか。	合同企業説明会等へ参加することが要件となるので、合同企業説明会等に参加できなかった場合、補助金の交付はできません。事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)の提出をお願いいたします。
申請および 提出書類について	12	申請する際の提出資料について教えてください。	事業着手(経費の支出)の前までに行う申請について、必要な書類は下記の通りです。 ・様式第1号(申請書) ・仙台市合同企業説明会等出展支援事業に係る事業計画書 ・仙台市合同企業説明会等出展支援事業に係る支出予定計算書 ・その他必要に応じて添付資料  記載内容や添付資料の詳細については、記載例をご確認ください。
	13	申請から補助金の交付決定までどのくらい期間を要しますか。	概ね2～3週間程度です。
	14	申請書等の提出は各区役所介護保険課でも受け付けていますか。	各区では申請を受け付けておりません。健康福祉局介護保険課へ直接または郵送で提出してください。
	15	申請後、申請金額等に変更があった場合、何か手続きが必要ですか。	事業変更承認申請書(様式第3号)を作成のうえ、提出してください。
実績報告および 補助金の支払いについて	16	実績報告書(様式第7号)について、補助事業完了後速やかに行うこととされていますが、補助事業完了の日とはいつを指すのでしょうか。	補助対象となる合同企業説明会等の参加が完了した日が事業完了の日となります。
	17	実績報告後の流れや手続きについて教えてください。	実績報告提出後、事業内容等を精査したうえで補助金額の確定通知書を送付いたします。同タイミングで、請求書の提出についてもご案内いたしますので、請求書を受領後に補助金の交付という流れとなります。